

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

暑気払い費用

Q : 先日、社内で暑気払いを行いました。この費用は、どのように取り扱われますか？

A : 出席者やその趣旨によって取り扱いが異なります。

【解説】

暑かった夏も終わりになり、暑気払いを行う会社も最近では少なくないようですが、この暑気払いについては、出席者やその趣旨によって取り扱いが違いますので注意してください。

① 全従業員が参加する場合

全従業員が参加する場合の費用は、全従業員に対して一律に供与される飲食費ですから、原則として福利厚生費となり、損金に算入することができます。

② 一部の者だけが参加する場合

全員が参加せず、一部の人が参加するという場合の費用は、福利厚生費とはならず、交際費等に該当することとなります。

③ 取引先等も参加する場合

得意先等を交えて暑気払いをするという場合の費用は、原則として交際費等に該当することになりますが、その金額が1人当たり5,000円以下であれば交際費等に含めなくてよいこととなっています。ただし、交際費課税を逃れるために、形式的に得意先等を参加させているような場合は、この取り扱いは認められませんので注意してください。

